

公証人  
H.E.グワン（法学士）  
ジャカルタ特別州土地関係公正証書士

中央ジャカルタ区トゥンク・チック・ディティロ通り 53 番地  
電話 349-307, 355-467  
ジャカルタ中央郵便局私書箱 2122 号

公正証書（1983年3月10日第11番）  
インドネシア環境フォーラム（在ジャカルタ）規約  
(写本)

## インドネシア環境フォーラム規約（11番公正証書）

1983年3月10日の本日、私、ジャカルタの公証人でメッカ巡礼経験者のエルワル・グワン法學士の面前で、公証人である私の知る所の人物であり、また、この証書の後部でその名前が言及されるところの次に列記する証人たちが出席した。

1. ナシヒン・ハサン氏。民間人。ジャカルタのクボン・ジュルック郡のコンプレクス・プリ・クンパンガン DV15番地に在住。
2. エルナ・ウイトウラル夫人（工学士）。民間人。ジャカルタのクバヨラン・バル郡のチドゥリアン通り 39番地に在住。

このことにおいて、彼ら二名の説明によると、彼らは、

- a. 各々自分自身のために、そして、
  - b. 二人揃って以下に列記する者たちからの委任を口頭で行い、そしてそれ故、これらの者たちのために、また、これらの者たちの名において、必要な限り彼らを擁護・重視して彼らの利益の実現に努めることとする（以下委任者の氏名列挙）。
3. ザイン・ラフマン氏（工学士）。民間人。ボゴールのタマン・マラバル通り 10番地に在住。
  4. エキ・ステイアワン・スマントゥリ氏（歯科医）。民間人。バンドゥンのチマンディリ通り 12番地に在住。
  5. スチプト・ウィロサルジョノ氏（理学修士）。民間人。ジャカルタのチュンパカ・ブティ・バラット通り IV / 1番地に在住。
  6. アントン・スジャルウォ氏（工学士）。民間人。ジョグジャカルタのカリウラン Km 7に在住。
  7. ルディ・バディル氏（文学士）。民間人。ジャカルタのタナ・アバン II 通り 7番地に在住。
  8. バスコロ・サルダディ氏（工学士）。民間人。ジャカルタのプロジョンポンガン郡のダナウ・ジュンパン通り 29番地に在住。
  9. ワギノ・イスマンギル夫人。民間人。ジャカルタのチプタット郡のコンプレクス UI（インドネシア大学住宅）15番地に在住。
  10. ジョージ・ユヌス・アディチヨンドロ氏。民間人。ジャカルタのブルチュタカン・ヌガラ郡のバチャン通り 28番地に在住。

出席者たちは私こと公証人の既に知るところの人物である。

出席者たちは、上述したように行動した。言い換えれば、自分自身のために、この公正証書のなかで、次のことを明らかにしている。それはすなわち、

出席者は、彼らによって委任される者たちと共に、彼らの資産の一部から 15万ルピア

のお金を持ち寄った。そして、この金額を最初の資金として、出席者は上述したように、言い換れば、自分自身のために、この公正証書を作成するとともに、以下のような規則や規約を持つひとつの財団を設立した。

#### 名称と拠点

##### 第1条

この財団は“インドネシア環境フォーラム”という名称で、ジャカルタに拠点を置き、全国的な活動規模を行う。

#### 時期

##### 第2条

この財団は、1982年10月15日以来設立された。その存続期間は予め特定されていない。

#### 原則と性格

##### 第3条

この財団の原則はパンチャシラ（国家五原則）と1945年憲法に則っている。

##### 第4条

この財団の性格は、非政治的（独立系）で、利潤を追求せず（非営利）、そして自立したものである。

##### 第5条

この財団の趣向と目的は、

1. 生活環境発展の努力における非政府団体（NGO）の役割を増進させ、このような大きな希望を全国規模で伝達してゆく。
2. 社会の人々に、自らが環境を創造してゆく者であるという自覚を高め、資源利用の思慮分別のあるコントロールを進めてゆく。

#### 事業

##### 第6条

上述の趣向と目的を達するために、この財団は、以下の事業に努める。

1. 以下のaからcの三つを主な活動領域とした包括的サービスを非政府団体に対して与える。
  - a. 非政府団体同士、非政府団体と一般社会、そして非政府団体と政府の間を結ぶコミュニケーションや情報を提供する。
  - b. 非政府団体に向けて、生活環境を発展させてゆくための能力と成果を高めてゆく目的で、知識見識を広めるとともに実践能力を築いてゆく。
  - c. 以下のような非政府団体の活動プログラムを発展させてゆく。
    - i. 生活環境に関する様々な問題点と同時にそれに見合う人材を収集し、それらの問題を解決するための代替案を探してゆく。
    - ii. 環境に対する自覚が、人間と自然環境との間の調和のために役立つ現実的活

動に至るようすに推進する。

- iii. 出来るだけ多くの社会成員の参加とともに生活環境の維持管理を高めてゆく。
2. 財団の存続を支えてゆくための資金を蓄積してゆくなかで、非政府団体に対して、生活環境の向上のための施設方策となるその他諸々の事業ユニット（以下事例）を作り出してゆく。
- 実用的な参考図書や雑誌を発刊して普及させる。
  - 教育や訓練などの活動に役立つ諸々の道具、そして環境意識の普及を助けるための施設（材料）を作り出してゆく。
  - 本規約に反しないようなその他諸々の事業を行う。

### 資産

#### 第7条

- この財団の資産は以下から成る。
  - 設立当初の資金である 15 万ルピア
  - 社会、政府、そして民間からの定期・臨時双方の非拘束援助
  - 寄付、遺産寄付などの非拘束援助
  - インドネシア共和国の法律や財団の趣旨や目的に反さない正当な事業やサービスから得られる収入
- 財団が日常的にすぐに必要としない資金は、銀行に預けるか、理事会によって決定される方法によって運用される。

### 創立者委員会

#### 第8条

- 創立者委員会は、この財団を設立した人物たちによって構成される。
- 創立者委員会は、財団の趣旨と目的が維持されるように努める義務がある。

### 全権委員会

#### 第9条

- 全権委員会は、この財団において最高の権限を有する。
- この財団の全権委員会は以下の者たちから成る
  - この財団を設立した者でかつ全権委員会に入る意志のある者
  - 設立者のひとりが全権委員会から辞任する場合、その設立者の提案によって指名されたり、あるいは、少なくとも 3 名の全権委員会の提案によって指名されたうえで、全権委員会の会議で承認された者
- 全権委員会は少なくとも 9 名から以下のように構成される
  - 1 名の代表
  - 1 名あるいはそれ以上の副代表
  - 1 名の書記
  - 役員たち
- 全権委員会の代表、副代表、書記、そしてその他の役員たちは、3 年の期間の

間任命される。再任は次の3年間のみが可能である。

5. 全権委員会幹部と委員たちの任命と解任は、全権委員会によって行われる。
6. 全権委員会は、財団の必要に応じて、顧問や常任委員会、また、その他の諸機関を任命する。
7. この規約のなかでまだ定められていない全権委員会の権利や義務、その他の事柄なについては、財団の細則において規定されることとする。

#### 顧問

##### 第10条

1. 顧問のメンバーは、社会と政治において信望の厚い有名・有力な人物でこの財団の趣旨と目的を受け入れ、同調する者たちから構成される。
2. 顧問は、求められても、あるいは求められなくても、助言を与えることができる。

#### 常任委員会

##### 第11条

1. この財団は、少なくとも以下のようないくつかの構成の5名からなる常任委員会によって運営される。
  - a. 1名の代表
  - b. 1名の副代表
  - c. 1名の書記
  - d. 1名の副書記
  - e. 1名の会計
2. 常任委員会幹部は、2年の任期で任命され、再任は次の2年間のみが可能である。
3. 常任委員会の委員と幹部は全権委員会によって任命・解任される。

#### 常任委員会の委員資格

##### 第12条

1. 常任委員会の会員資格は以下の理由の場合に終了する。
  - a. 任期終了
  - b. 死亡
  - c. 自らの意志で辞任する
  - d. 全権委員会の決定によって解任させられる
2. 上記条項で示されているようななかたちで解任された者は、解任から1ヶ月の時間が与えられ、その間に全権委員会会議で自己弁護を申し出ることができる。

#### 常任委員会の義務と権限

##### 第13条

1. 常任委員会は、この規約における諸規則を高く掲げてその実行に努め、この財団の趣旨と目的が実現するように様々な努力を行う義務がある。
2. 常任委員会は、全権委員会の諸々の決定を実行する義務がある。

3. 常任委員会は、財団にとって必要かつ有益な諸規則を定めることができるが、それらは、この規約や全権委員会の決定に反するものであってはならない。
4. 上記第3項で言及されている諸々の規則は、全権委員会の承認の後で初めて効力あるものと見なされる。

#### 第 14 条

1. 常任委員会は、法廷の内外において、あらゆる出来事におけるあらゆる事柄、例えば何らかの所有や処遇に関する事柄、この財団を他者に関係付けることなど、あらゆる事柄に関して、あらゆる行為を行う権利を持つことでこの財団を代表する権限を有する。しかし、このような権限は、次のような場合は制限されている。
  - a.財団名義の資金の貸借（財団の銀行預金引き出しは含まない）
  - b.不動産の売買や不動産に対する権利を手放させるような諸々の行為、言い換えれば、財団の資産に負担を及ぼすような行為
  - c.財団を債務者や保証者として拘束するような行為は、全権委員会の承認が求め必要となる。
2. 重要書類を発行する際には、常任委員会代表と書記の署名が必要である。日常的業務に関する書類の発行は、書記あるいは副書記の署名で十分である。
3. 設立当初の常任委員会は次の成員より構成される。

代表：ナシビン・ハサン

副代表：アントン・スジャルウォ（工学士）

書記：エルナ・ウイトウラル（工学士）

副書記：タッヤナ・コディヤ夫人

会計：ワギオノ・イスマンギル夫人

#### 会議と決議

#### 第 15 条

1. 全権委員会は少なくとも3ヶ月に一度は会議を催す義務がある。また、全権委員会代表が必要と考えたり、少なくとも他の3名の全権委員から要求がある場合には、毎回会議を設けることができる。なお、3名の全権委員からの会議開催要求にあたっては、どのようなことを討議する意思があるのか事前に全権委員代表宛ての書面を通じて伝えるものとする。
2. すべての全権委員会議は、代表によって指揮される。もし、代表が欠席の際には、その役職に従って、副代表の一人が指揮する。もし、副代表もすべて欠席の際には、出席者のなかから選ばれた一名が指揮する。
3. もし、この規約の中の他の諸規定の一部を削除するようなものでなければ、全権委員会の会議は、全権委員会の総員の少なくとも3分の2の出席とともに正当で効力を持つものとする。
4. もし、会議出席者が上の第3項で規定した人数に足りない場合、議長は、最初の会議から早くも一週間のうちに、遅くても二週間のうちに、新たな会議を招集することができ、この会議においては、最初の会議の議題に関して、出席者の総数に拘わらずなく、正当で効力ある決定を為すことができる。

5. 全権委員会の会議においては、各委員あたり一票の投票権がある。
6. すべての決定は、習慣に従って、多数決で決定される。

#### 会計年度

##### 第 16 条

1. この財団の会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日である。
2. 毎年の 12 月 31 日に財団の各種書類（帳簿）は「しめ（〆）られる」義務があり、遅くともその後 3 ヶ月のうちに、常任委員会によって当該年度の財団における出入金を計算しなくてはならない。
3. この計算においては、担当者の責任表明書と計算報告書を共に全権委員会に提出して、その同意と承認を求めなければならない。
4. 上述の責任表明書と計算報告書が全権委員会によって承認されると、その当該年度における常任委員会の財団に対する全ての行為が決済・解決したことを意味する。

#### 変更・追加・そして解散

##### 第 17 条

1. この規約に対しては、この財団の趣旨と目的を除いて、変更や追加を行うことが認められる。
2. この規約の諸規則に対する変更や追加を行うための決定は、全権委員の少なくとも 4 分の 3 が出席する会議において決議された場合にのみ正当で効力を有する。
3. このような会議においては、第 11 条の第 4・5・6 項が適用される。
4. この財団の解散は、全権委員会によって、そして上述の第 2・3 項の規定に従ってのみ決議される。

#### 清算

##### 第 18 条

この財団がもし解散される際には、常任委員会は、全権委員会の監督下でこの財団のすべての債務を清算する義務がある。そして、残る資産については、もし何らかの用途があるならば、全権委員会が財団の趣旨と目的を鑑みてそれを決定する。

#### 最終規則

##### 第 19 条

この規約では運営できない、あるいは十分に運営できない全ての事柄は、財団の細則や全権委員会の諸決定に従って運営される。

以上のように、

この証書は、本書冒頭にある日付に、公証人の職員でジャカルタ在住のソレ・サブトゥラとエジャ・スンジャナが証人として同席するもとで、ジャカルタで記録作成され、直ちに、私こと公証人が、出席者と証人に向かって読み上げ、出席者、証人、そして私こと公証人によって署名された。この間、記録（原稿）には 13 箇所の変更、すなわち、1 箇所の

追加、4箇所の削除、そして8箇所の削除改訂が行われている。  
この証書の記録は既に完全に署名された。

写本も作成される  
ジャカルタの公証人

公証人印章 署名 証紙3枚  
1983年3月10日付印